平成２８年（フ）第２２号
青森県むつ市金曲１丁目１番５号
債務者　山本　伸一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
熊本市東区御領３丁目17番36―108号　宮田ハイツ、前住所熊本県合志市須屋1932番地１畑中アパート203号
債務者　平松　真子（旧姓北瀬）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
山口県光市上島田５丁目２番２―104号、前住所山口県光市上島田６丁目９番６号ＲＩＮ上島田103号
債務者　金岩　信吾
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８４号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1141番地２ベルメゾン六本木Ｂ201号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1141番地２ベルメゾン六本木Ｂ201号
債務者　中村沙也加（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２６８号
茨城県久慈郡大子町大字大子618番地５
破産者　有限会社定針堂
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７５号
栃木県宇都宮市平松本町1120番地２
破産者　株式会社市村総業
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
栃木県鹿沼市樅山町378番地２
破産者　前田　扶実
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１００号
茨城県古河市仁連2253番地88
破産者　坪内　明彦
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５２号
東京都江東区大島８丁目33番22号　富士急行東京社員寮513、前住所栃木県鹿沼市千渡1012番地３
破産者　小島　英章
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０２号
埼玉県越谷市七左町４丁目472番地１
破産者　有限会社吉田アルミサッシ建材
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
埼玉県吉川市大字保477番地
破産者　有限会社カープラザ東武
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
東京都江東区北砂６丁目３番11号
破産者　株式会社ジーテイスト
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
千葉県木更津市港南台３丁目15番地24
破産者　中川　　修
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市長坂４丁目２番１号
破産者　有限会社大明
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４２３号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の474
破産者　株式会社協栄通信
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７７２号
広島市佐伯区八幡４丁目13番15号
破産者　有限会社新教育研究社
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２３０号
神奈川県大和市大和南１丁目14番７ドミール大和105
破産者　有限会社アイスバーグ
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
長野県下伊那郡阿南町新野2853番地
破産者　有限会社新野自動車整備工場
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県南あわじ市榎列下幡多109番地の５
破産者　株式会社秦造園
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係